

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

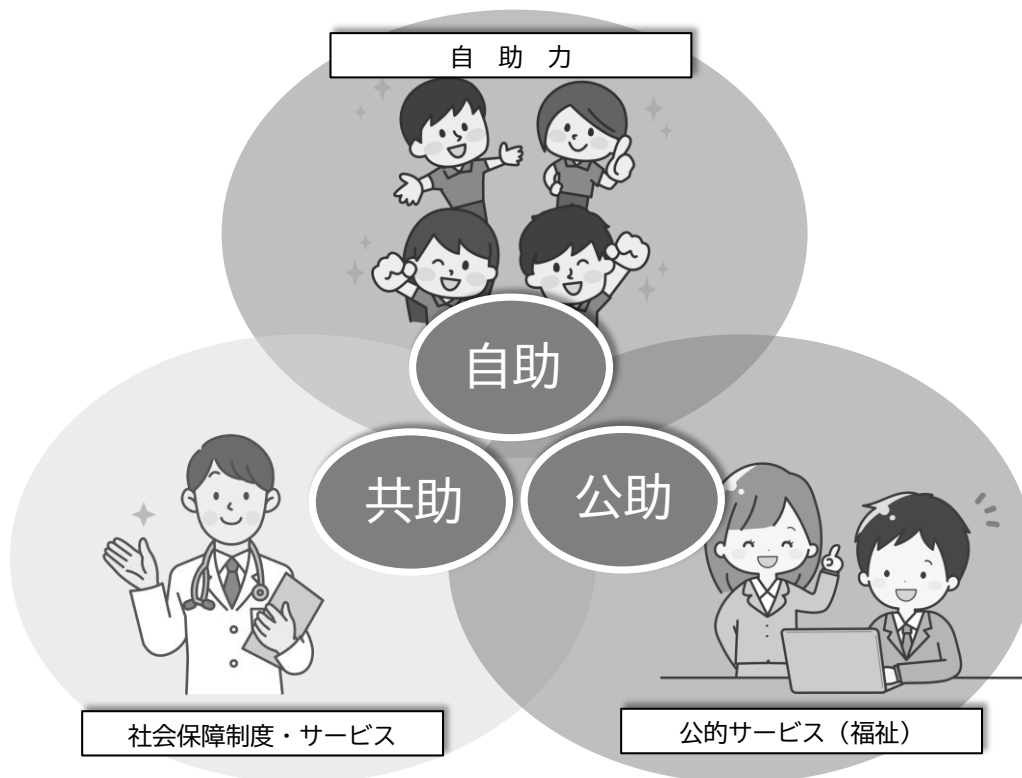
(1) 地域福祉とは… (地域福祉の理念)

「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助するというだけでなく、すべての人に等しくもたらされるべき「幸せ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを言います。この福祉の推進には、町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を進めることが重要となります。

近年の社会情勢を見ると、少子高齢化・人口減少の急速な進行、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに支え合い、助け合うことが必要となっています。

このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、支え合い・助け合いの取組を互いに協力して行い、幸せな生活を地域全体で推進していくこと」が「地域福祉」となります。

■ 「地域福祉」のイメージ (役割分担と連携・協働)



(2) 社会福祉を取り巻く環境について ～ 「地域福祉計画」の策定

本町では、平成 25 年（2013 年）3 月に「境町地域福祉計画（第 1 次）」を策定し、「みんなで支え合い 誰もが安心して暮らせるまち さかい」を基本理念に、安心して暮らせる地域づくりの推進や、福祉サービスの充実など、様々な施策を展開してきました。

わが国は、近年急速な少子高齢化が進行しており、令和 7 年（2025 年）には、団塊の世代がすべて 75 歳以上のいわゆる後期高齢期に入り、令和 22 年（2040 年）には、団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢期に入ります。少子高齢化・人口減少社会という大きな課題に直面する中、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。本町においても住民相互のつながりや地域における連帯意識の低下など、地域による差はあるものの、つながりの希薄化が懸念されています。

また、高齢者の見守り、地域で暮らす障害や認知症のある人への理解や支援、子育てに悩む親の孤立、子どもや高齢者に対する虐待、貧困や生活困窮、孤立死や自殺等の深刻な問題、防犯・防災面での取組など、地域で起こる課題は多様化・複雑化してきており、行政による福祉サービスを充実させることはもちろんのこと、身近な地域における住民同士の「つながり」、「支え合い」等による暮らしの安心や安全の確保が、ますます必要となっています。

こうした現行の仕組みでは対応しきれない多様な福祉課題に対応するため、これまでの縦割りのサービスを超え、地域全体を巻き込みながら支援の輪を広げ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことを目指す「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の構築に向けて、困りごと、課題に応じて様々な人・団体（多様な主体）が連携・協働しながら、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

このように、境町地域福祉計画（第 1 次）策定以降、社会情勢は大きく変化していることから、「地域福祉」に関する意識や地域課題等の調査結果を踏まえつつ、本町が抱える問題・課題などを適切に把握し、その改善に向けた取組を計画的に進めるため、平成 30 年 3 月に『境町地域福祉計画』（第 2 次）を策定しました。

(3) 近年の動向と「第 3 次計画」の策定

平成 28 年（2016 年）7 月、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、平成 28 年（2016 年）10 月から「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」において、地域共生社会の実現に向けた議論が進められました。

平成 29 年（2017 年）6 月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険などの一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正されました（平成 30 年（2018 年）4 月施行）。この法改正により、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の理念と、これを実現するために、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

こうした近年の動向を踏まえながら、令和 4 年度で計画期間が終了を迎える「境町第 2 次地域福祉計画」の進捗・達成状況や課題等を確認・把握し、それらの解決・改善に向け、新たに『境町第 3 次地域福祉計画』を策定する運びになりました。

(4) SDGs への対応

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、平成 13 年 (2001 年) に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年 (2030 年) までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」を誓い、経済・社会・環境をめぐる様々な課題に取り組むものです。

「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の考え方につながることから、本計画はこの SDGs の視点を取り入れます。



2 計画の性格と位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に定める「市町村地域福祉計画」です。同条に基づき、「地域福祉計画」として、下記の 5 つの事項を一体的に定めることを目標にしています。

※社会福祉法 第 107 条（市町村地域福祉計画） 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 計画策定の意義・目的

地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、社会福祉の基本理念の一つである「地域福祉の推進」を目的として定めるものです。

地域福祉の推進のためには、地域社会で発生する課題を解決し、だれもが健康で生きがいを持って地域で安心して生活できるようにするため、公的サービスの充実だけでなく、地域住民や各種団体、事業者等が相互に助け合い、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

本計画の策定にあたっては、社会の変化や福祉・医療政策の動向、町民ニーズの把握など、多様な福祉課題を整理しながら、『第 6 次境町総合計画』を基本とし、『境町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画』や『境町第 3 次障害者計画・境町第 6 期障害福祉計画・境町第 2 期障害児福祉計画』などと整合を図り、施策や事業での連携が取れた計画として策定しています。

※社会福祉法 第 1 条（目的） この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

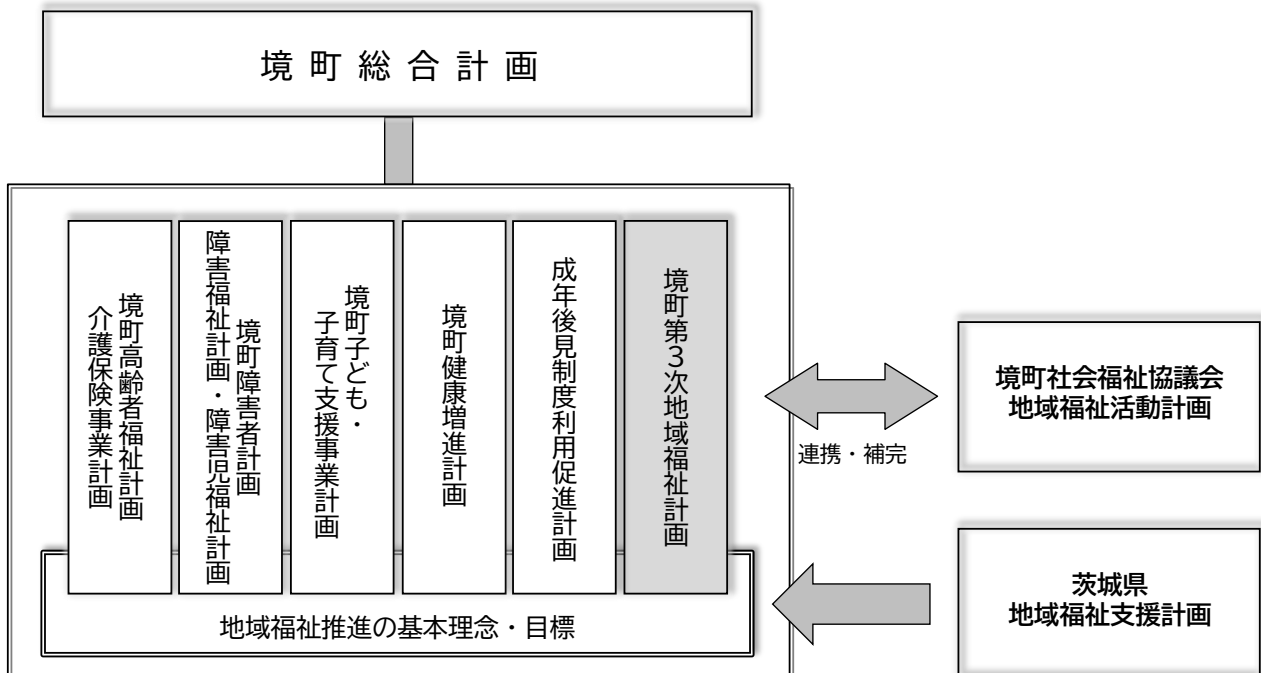
同 第 4 条（地域福祉の推進） 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(3) 他の福祉等分野の計画との関係

本計画は、『第6次境町総合計画』に示す「基本構想」に基づいて本町の「地域福祉」を推進するための共通の理念・基本目標を示すとともに、保健福祉各分野の個別計画などと整合を図りながら地域福祉を総合的に推進するための計画です。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」を包含するものです。

■他の福祉等分野の計画との関係

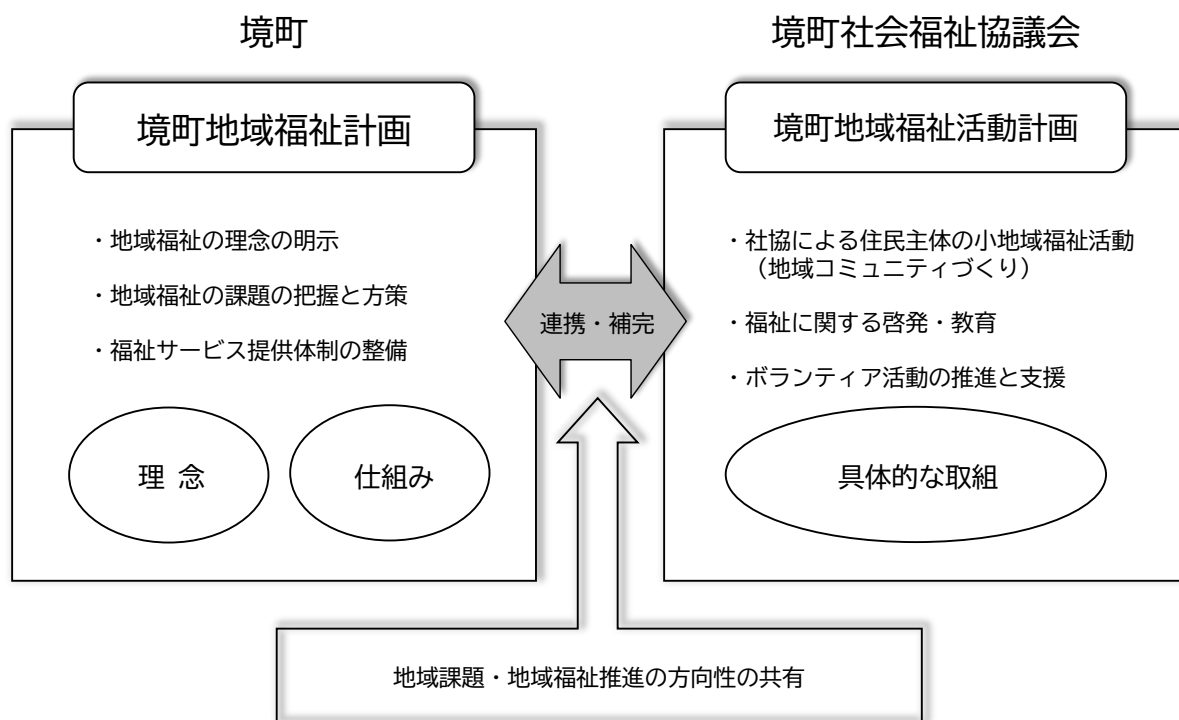


(4) 本計画と「地域福祉活動計画」の関係

町の行政計画に位置づけられている「地域福祉計画」が、地域の福祉課題を把握し、利用者の立場に立った福祉サービス提供の体制を整備するとともに、地域の実情に応じた地域福祉活動を促進するなどの地域福祉施策を推進していく役割を果たし、公的なサービスと、それと住民等による福祉活動との連携による総合的なサービス提供の内容を扱うのに対して、地域福祉を推進する団体である町社会福祉協議会が住民等の福祉活動や地域福祉の実現を支援するための活動の内容を計画化したものとして「地域福祉活動計画」があります。

これらの2つの計画は、「地域福祉の推進」という同一の目的で策定する計画であるため、国や全国社会福祉協議会などでは、両計画を共通の理念や施策方針の下に策定し、相互に補完・補強しながら推進することが望ましいとしています。

■「境町地域福祉計画」と「境町地域福祉活動計画」の関係図



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とし、社会情勢や町民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度
改定作業	境町第3次地域福祉計画				

4 計画策定の体制

本計画は、「境町地域福祉計画策定委員会」での審議を中心に、町民を対象にしたアンケート調査、地域福祉団体を対象としたヒアリング調査、パブリックコメントを行うなど、町民参加の下に策定しました。

(1) 計画策定委員会

計画内容等に関する事項を審議するため、学識経験者や関係各機関、団体の代表の10名で構成する「境町地域福祉計画策定委員会」を設置しました。

(2) アンケート調査の実施

町民の実態を把握し、視点を取り入れるため、令和4年(2022年)7月22日(金)～令和4年(2022年)8月10日(水)に、本計画の策定のための「アンケート調査」を実施しました。

調査名	調査対象者	調査方法	配布数	回収数 (有効回収率)
「地域福祉計画」策定のためのアンケート調査	町内在住の 満18歳以上の住民	郵送法	1,500	624件 (41.6%)

(3) 地域福祉団体へのヒアリング結果の参照・活用

関係者からの意見を聴取するため、令和4年(2022年)8月26日(金)～令和4年(2022年)9月26日(月)に、地域福祉団体ヒアリングを実施しました。

(4) パブリックコメント^{※1}の実施

本計画に町民の意見を反映させるため、令和5年(2023年)1月にパブリックコメントを実施しました。

※1 行政が計画等を作成する際にその案を一般に公表して広くコメントを求める制度のこと。境町ホームページ、社会福祉課窓口において計画書の案を公表しました。